

(経済産業委員会)

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案 (衆第一四号)

(衆議院提出) 要旨

本法律案は、原子力発電施設等立地地域の振興を促進するため、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の有効期限を平成三十三年三月三十一日まで延長しようとするものである。